

(別紙)  
平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。  
(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前																																																																																								
(141 国別報告事項)	(141 国別報告事項)																																																																																								
<p style="text-align: center;">28.12</p> <table border="1"><thead><tr><th>居住国別 Tax Jurisdiction</th><th>非関連 Unrelated Party</th><th>関連 Related Party</th><th>合計 Total</th><th>引当金 Profit (Loss) before Income Tax</th><th>納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)</th><th>課税額 Income Tax Accrued - Current Year</th><th>資本金の額 Stattd Capital</th><th>利益剰余金 の額 Accumulated Earnings</th><th>従業員の数 Number of Emploees</th><th>有形資産 (現金及び現 金同等物を除く) の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p style="text-align: center;">28.12</p>	居住国別 Tax Jurisdiction	非関連 Unrelated Party	関連 Related Party	合計 Total	引当金 Profit (Loss) before Income Tax	納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)	課税額 Income Tax Accrued - Current Year	資本金の額 Stattd Capital	利益剰余金 の額 Accumulated Earnings	従業員の数 Number of Emploees	有形資産 (現金及び現 金同等物を除く) の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents																																		<p style="text-align: center;">28.08</p> <table border="1"><thead><tr><th>居住国別 Tax Jurisdiction</th><th>非関連 Unrelated Party</th><th>関連 Related Party</th><th>合計 Total</th><th>引当金 Profit (Loss) before Income Tax</th><th>納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)</th><th>課税額 Income Tax Accrued - Current Year</th><th>資本金の額 Stattd Capital</th><th>利益剰余金 の額 Accumulated Earnings</th><th>従業員の数 Number of Emploees</th><th>有形資産 (現金及び現 金同等物を除く) の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p style="text-align: center;">28.08</p>	居住国別 Tax Jurisdiction	非関連 Unrelated Party	関連 Related Party	合計 Total	引当金 Profit (Loss) before Income Tax	納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)	課税額 Income Tax Accrued - Current Year	資本金の額 Stattd Capital	利益剰余金 の額 Accumulated Earnings	従業員の数 Number of Emploees	有形資産 (現金及び現 金同等物を除く) の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents																																	
居住国別 Tax Jurisdiction	非関連 Unrelated Party	関連 Related Party	合計 Total	引当金 Profit (Loss) before Income Tax	納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)	課税額 Income Tax Accrued - Current Year	資本金の額 Stattd Capital	利益剰余金 の額 Accumulated Earnings	従業員の数 Number of Emploees	有形資産 (現金及び現 金同等物を除く) の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents																																																																															
居住国別 Tax Jurisdiction	非関連 Unrelated Party	関連 Related Party	合計 Total	引当金 Profit (Loss) before Income Tax	納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)	課税額 Income Tax Accrued - Current Year	資本金の額 Stattd Capital	利益剰余金 の額 Accumulated Earnings	従業員の数 Number of Emploees	有形資産 (現金及び現 金同等物を除く) の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents																																																																															

国別報告事項  
Country-by-Country Report

表 1 居住国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要  
Table 1. Overview of allocation of income, taxes and business activities by tax jurisdiction

多国籍企業グループ名 : \_\_\_\_\_  
Name of the MNE group : \_\_\_\_\_

対象事業年度 : \_\_\_\_\_  
Fiscal year concerned : \_\_\_\_\_

通貨単位 : \_\_\_\_\_  
Currency used : \_\_\_\_\_

国別報告事項  
Country-by-Country Report

表 1 居住国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要  
Table 1. Overview of allocation of income, taxes and business activities by tax jurisdiction

多国籍企業グループ名 : \_\_\_\_\_  
Name of the MNE group : \_\_\_\_\_

対象事業年度 : \_\_\_\_\_  
Fiscal year concerned : \_\_\_\_\_

通貨単位 : \_\_\_\_\_  
Currency used : \_\_\_\_\_

表 2、表 3 (省 略)

表 2、表 3 (同 左)

改 正 後 改 正 前

(141 国別報告事項)

国別報告事項（表1～表3）の記載要領

表1 居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要

(1) (省 略)

(2) 使用する財務諸表等

イ 国別報告事項（租税特別措置法第66条の4の4第1項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。）の作成に当たっては、構成会社等の財務諸表、最終親会社等の連結パッケージ（連結財務諸表を作成するための一連の基礎資料）及び内部管理会計のデータ（以下「財務諸表等」といいます。）のうちいずれかを使用することができます。

なお、選択した財務諸表等は、「表3 追加情報」に記載し、每期継続して使用してください。

ロ～ホ (省 略)

へ 最終親会社等の連結パッケージから作成する場合、連結財務諸表を作成するに当たって使用する為替相場を使用して差し支えありません。

ト 最終親会計年度が12か月でない場合に、表1に記載する値について、12か月を基準とした値となるように調整する必要はありません。

(3)～(8) (省 略)

(9) 納付税額

「納付税額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等が対象会計年度中に実際に納付した所得に対する国税及び地方税（例：法人税、法人住民税、法人事業税）の合計額（対象会計年度以前の会計年度に係る追徴税額を含みます。）を居住地国等ごとに記載してください。

対象会計年度中に還付された国税及び地方税を収入金額に計上している場合には、その還付金を納付税額と相殺する必要はありませんが、「表3 追加情報」に、「還付された国税及び地方税は収入金額に計上し、納付税額には含まれていない (Tax refunds are reported in Revenues and not in Income Tax Paid (on Cash Basis).)。」を記載してください。

また、還付金と納付税額を相殺して財務諸表等に計上している場合は、相殺後の納付税額を記載します。

なお、納付税額には、構成会社等が直接納付した税額（例：前期確定分、当期中間分）だけでなく、他の者が当該構成会社等への支払に係る所得税を源泉徴収して納付した税額を含みます。

例えば、居住地国Aの構成会社等であるa社が、B国の構成会社等であるb社へ金銭等の貸付けを行い、b社がa社に対する支払利息に係る所得税を源泉徴収してB国で納付した場合には、当該所得税の額は居住地国Aの欄に記載します。

(10)～(11) (省 略)

(12) 利益剰余金の額

「利益剰余金の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度末の利益剰余金の合計額を居住地国等ごとに記載してください。

また、一の居住地国等に複数の構成会社等がある場合において、いずれかの構成会社等の利益剰余金の額がマイナスであるときには、「表3 追加情報」に「[居住地国名]の利益剰余金には、マイナスの利益剰余金を含む(Accumulated earnings include negative figures for jurisdiction [居住地国名].).」を記載してください。

(13)～(14) (省 略)

(141 国別報告事項)

国別報告事項（表1～表3）の記載要領

表1 居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要

(1) (同 左)

(2) 使用する財務諸表等

イ 国別報告事項（租税特別措置法第66条の4の4第1項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。）の作成に当たっては、構成会社等の財務諸表、最終親会社等の連結パッケージ（連結財務諸表を作成するための一連の基礎資料）及び内部管理会計のデータ（以下「財務諸表等」といいます。）のうちいずれかを使用することができます。

なお、財務諸表等のうち選択したものを「表3 追加情報」に記載し、每期継続して使用してください。

ロ～ホ (同 左)

へ 最終親会社等の連結パッケージから作成する場合、連結財務諸表を作成するに当たって使用する為替相場を使用して差し支えありません。また、会計年度が12か月でない場合に、12か月を基準とした数値となるように調整する必要はありません。

(3)～(8) (同 左)

(9) 納付税額

「納付税額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等が対象会計年度中に実際に納付した所得に対する国税及び地方税（例：法人税、法人住民税、法人事業税）の合計額（対象会計年度以前の会計年度に係る追徴税額を含みます。）を居住地国等ごとに記載してください。また、対象会計年度中に還付された国税及び地方税を収入に計上している場合には、その還付金を納付税額と相殺する必要はありませんが、還付金と納付税額を相殺して財務諸表等に計上している場合は、相殺後の納付税額を記載します。

なお、納付税額には、構成会社等が直接納付した税額（例：前期確定分、当期中間分）だけでなく、他の者が当該構成会社等への支払に係る所得税を源泉徴収して納付した税額を含みます。

例えば、居住地国Aの構成会社等であるa社が、B国の構成会社等であるb社へ金銭等の貸付けを行い、b社がa社に対する支払利息に係る所得税を源泉徴収してB国で納付した場合には、当該所得税の額は居住地国Aの欄に記載します。

(10)～(11) (同 左)

(12) 利益剰余金の額

「利益剰余金の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度末の利益剰余金の合計額を居住地国等ごとに記載してください。

(13)～(14) (同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(141 国別報告事項)</p> <p>表2 居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 居住地国等に所在する構成会社等及びPE  「居住地国等に所在する構成会社等」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の名称を居住地国等ごとに記載してください。  PEについては、PEが所在する国又は地域において当該PEを通じて事業が行われる場合、当該PEに関する情報を当該PEが所在する国又は地域の「居住地国等」欄に記載します。  PEを通じて事業が行われるかどうかについては、表1(1)と同様に判定してください。  なお、PEの名称には、当該PEを有する構成会社等の名称も記載してください(例:○○ Corp(P.E.))。</p> <p>(3)~(4) (省 略)</p> <p>表3 追加情報</p> <p>表1及び表2の追加情報や説明等を英語で記載してください。  また、次に掲げる事項を英語で記載してください。</p> <p>(1) <u>国別報告事項を作成するに当たって使用した財務諸表等(例:Separate entity statutory financial statements)</u></p> <p>(2) <u>使用する財務諸表等の種類が対象会計年度以前の会計年度と異なる場合には、その理由及び使用した財務諸表等</u></p> <p>(3) <u>表1「(9) 納付税額」について、対象会計年度中に還付された国税及び地方税は収入金額に計上し、納付税額には含まれていない場合は次の説明</u>  「Tax refunds are reported in Revenues and not in Income Tax Paid (on Cash Basis).」</p> <p>(4) <u>表1「(12) 利益剰余金の額」について、一の居住地国等に複数の構成会社等があり、そのうちいずれかの構成会社等の利益剰余金の額がマイナスである場合は次の説明「Accumulated earnings include negative figures for jurisdiction [居住地国名].」</u></p> <p>(5) <u>表2「(4) 主な事業活動」の「その他」欄にチェックを入れた場合の、構成会社等の事業活動の性質</u></p> <p>(6) <u>他の特定多国籍企業グループを買収した場合において、当該他の特定多国籍企業グループの最終親会計年度の開始の日から買収の日までの期間に係る国別報告事項がいずれの国又は地域の税務当局に対しても提供されないときは、次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>特定多国籍企業グループが当該他の特定多国籍企業グループを買収したこと及び買収の日に関する説明</u>  「[Group [買収した多国籍企業グループの名称] acquired Group [買収された多国籍企業グループの名称] on [買収の日].」)</p> <p>ロ <u>当該他の特定多国籍企業グループの最終親会計年度の開始の日から買収の日までの期間に係る国別報告事項をいずれの国又は地域の税務当局に対しても提供を行っていないこと</u> (「The Acquired Group did not file a CBC report in any jurisdiction for the period [最終親会計年度の開始の日] to [買収の日].」)</p> <p>(その他の留意事項)</p> <p><u>国別報告事項は、国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」といいます。)</u>を使用してCSVファイル又はXMLファイルにより提供する必要があります。CSVファイル又はXMLファイルには、表1、表2及び表3に掲げる情報に加え、構成会社等の納税者番号(TIN: Tax Identification Number。構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が法人番号(13桁)を有しているときは当該法人番号)及びその所在地の情報が必要です。</p>	<p>(141 国別報告事項)</p> <p>表2 居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 居住地国等に所在する構成会社等及びPE  「居住地国等に所在する構成会社等」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の名称を居住地国等ごとに記載してください。  PEについては、PEが所在する国又は地域において当該PEを通じて事業が行われる場合、当該PEに関する情報を当該PEが所在する国又は地域の「居住地国等」欄に記載します。  PEを通じて事業が行われるかどうかについては、表1(1)と同様に判定してください。  なお、PEの名称には、当該PEを有する構成会社等の名称も記載してください(例:○○ Corp-△△ branch)。</p> <p>(3)~(4) (同 左)</p> <p>表3 追加情報</p> <p>表1及び表2の追加情報や説明等を英語で記載してください。使用する財務諸表等の種類が対象会計年度以前の会計年度と異なる場合には、その理由及び使用した財務諸表等を記載してください。</p> <p>(追 加)</p> <p>(その他の留意事項)</p> <p><u>表1、表2及び表3に掲げる情報は国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」といいます。)</u>で提供する必要があります。e-Taxで提供するには、構成会社等の納税者番号(TIN: Tax Identification Number。構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が法人番号(13桁)を有しているときは当該法人番号)が必要です。</p>